

相談支援体制のあり方について

令和5年9月27日

専門部会のスケジュール

- 本専門部会は、その設置期間が令和5年度末まで
- 令和4年度は計2回開催しており、令和5年度は計3回の開催を予定

	R4年度 第1回	R4年度 第2回	R5年度 第1回	R5年度 第2回	R5年 第3回
専門部会	R4.11月 開催	R5.2月 開催	R5.6月 開催	R5.9月 開催	R6.1月頃 開催予定
審議内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 部会長の選出 2 検討に向けて <ul style="list-style-type: none"> ・設置の目的 ・現状・課題の共有 ・論点の整理 など 	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者等実態調査の結果概要報告 2 相談支援のあり方について <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの実績について ・相談支援専門員・相談支援事業所の状況について ・重層的支援体制の取組状況について 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域生活支援拠点等について 2 自立支援協議会について <ul style="list-style-type: none"> ・R4年度第1～2回のご意見・協議を受け、充実・強化に向けた検討・協議 	<ol style="list-style-type: none"> 1 それまでの協議・審議をふまえた、相談支援について <ul style="list-style-type: none"> ・次期障害者計画（素案）における相談支援への反映に向けた検討・協議 	<ol style="list-style-type: none"> 1 それまでの協議・審議をふまえた、とりまとめ <ul style="list-style-type: none"> → 次期障害者計画（案）への反映 → 本会への報告

本市における障害者相談支援体制

<第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 基幹相談支援センターの広域調整（総合C）
- 相談支援事業者の人材育成（総合C・基幹C）
 - ・ 相談支援事業者への助言・研修等の企画実施等
- 入所施設や精神科病院からの地域生活移行支援（総合C・基幹C）

主な担い手：総合相談情報センター（総合C）・障害者基幹相談支援センター（基幹C）

<第2層>

b. 一般的な相談支援

障害者やその家族等からの日常生活等に関する相談全般
※ 手帳の種別や程度、その所持の有無は問わない
※ 障害福祉サービスの利用の有無も問わない

主な担い手：障害者基幹相談支援センター（基幹C）

<第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

障害福祉サービス（個別給付）としての計画相談支援

主な担い手：指定特定相談支援事業所

① 基幹C・総合Cにおける実績への評価について

- 基幹Cにおいては、総合Cと連携しながら、
 - ・ 福祉サービスの利用に向けた相談支援
 - ・ 福祉サービス利用者やその支援者等への相談支援
 - ・ 地域移行等の総合的・専門的な相談窓口
 - ・ 区自立支援協議会の運営と、
それによる地域のネットワークの構築等の地域援助 等の役割・機能を担っている
- これまでの役割・機能への「評価」が必要ではないか

② 相談支援体制の充実・強化に向けて

- 福祉サービス利用者の増加にともない、相談支援専門員も増加しているが、その利用を希望しているにもかかわらず、計画相談支援を利用できない事案が生じている
- 相談支援専門員のスキルアップ、人材確保・育成を目的に、基幹C・総合Cと主任相談支援専門員との協働による相談支援体制の充実・強化とその仕組みづくりに向けた「検討」が必要ではないか

③ 相談支援体制のあり方の検討について

- 堺市における相談支援体制の各階層について、
＜第1層＞は計画相談支援事業所が、
＜第2層＞は基幹Cが、＜第3層＞は基幹C・総合Cが、
主にそれぞれの役割・機能を担っている
- 区役所相談窓口との連携や主任相談支援専門員の
役割も含めて、各階層の役割・機能を再確認し、
「相談支援体制のあり方の検討」が必要ではないか

○ 基幹相談支援センターに関するご意見

- 基幹相談支援センターについて、様々な相談に対応している。
第2層の相談に加え、第3層の整備・開発の業務も並行して行っており、相談員が疲弊しているのではないか。無理が生じているのではないのか。
基幹相談支援センターの実態が詳しく分かるような実績等を、
次回の専門部会にて提供してほしい。 → R4第2回専門部会にてご報告
- 基幹相談支援センターの相談員は、職場に定着することも重要。
そのうえで、日々の実践のなかで経験を積み重ねながら、
人材を育成していくことが重要であり、また、大きな課題でもある。
- 第2層、第3層の業務が拡大していくなかで、基幹相談支援センターが
期待される役割を考えると、人員体制の強化が必要ではないか。

○ 相談支援専門員・計画相談支援等に関するご意見

- 「1人職場」や相談支援以外の業務との兼務が多いと認識している。
相談支援事業所の職員配置状況、相談支援専門員の兼務状況等を
次回に提供してほしい。 → R4第2回専門部会にてご報告 参考⑥⑦⑧としても添付
- 障害者の計画作成率は上昇しているが、障害児の計画作成率は
微減している。その理由はどのような理由か。 参考④⑤として添付

(事務局) 担い手は一定増えてはいるが、サービスを利用する障害児の増加に
担い手の数が追いついていないことが一つの要因であると考えている
- 主任相談支援専門員について、堺市では基幹相談支援センターに加え、
相談支援事業所からも推薦している。その意図はどのようなものか。

(事務局) 基幹相談支援センターはもちろん、地域の相談支援事業所が持っている
経験やネットワークを活かしていただき、地域づくり・人材育成の一端を担っていただきたい

○ 関係機関との連携・重層的支援体制の構築に関するご意見

- 基幹相談支援センターの内的な課題だけでなく、地域福祉課や保健センター等といった、特に行政関係機関との連携・関わりについても議論していくべきではないか。
様々な課題を抱えている方に対し、基幹相談支援センターだけの関わりでは課題も解決できないこともあるのではないか。
重層的支援体制の構築に向けた取組も説明していただきたい。

→ R4第2回専門部会にて、本市における重層的支援体制の構築の取組状況をご報告

- 相談支援やその体制構築に向けた議論は、自立支援協議会の役割と大きく重なるところであり、連携は重要。
その連携についても議論していきたい。

→ R5第1回専門部会にてご報告

○ 障害者等実態調査結果報告へのご意見

参考①②③として添付

- 療育手帳所持者数が増加しているのは、制度の認知が広がったため。知的障害者を支えているのは家族であることが、数字でも明らかになった。相談支援を広げていくこと、人に寄り添った相談支援が必要。
- 障害者の生活が多様化するなかで、休日や夕方・夜間の相談も必要となってくるのではないか。
- 意思決定支援が重要。本人ではなく、家族の意向が強く反映されることもある。本人中心の意思決定支援の仕組みが必要。
- 調査結果からも「相談のワンストップ」が求められていることが分かる。基幹相談支援センターが設置された理由が、まさに「ワンストップ」での相談支援。どのように発展させていくかを議論していきたい。

○ 相談支援体制の構築等に関するご意見

- （重層的支援体制の構築の取組を受けて）何でも相談できる体制の構築は大切であるが、色々なところで相談ができる場所を作ることが重要。そのなかで、「たらい回し」ではなく、役割分担・連携しながら、どこでも相談を受けられる相談支援体制を考えていくべき。
- 相談支援のあり方と「地域生活支援拠点等」は大きく関連性がある。
「地域生活支援拠点等」を、一つの案件として取り上げていくべき。

→ R5第1回専門部会にてご報告
- 相談を受けている人だけでなく、相談を受けていない人や相談を受けることができなかった人にも焦点をあてていくべき。

○ 相談支援専門員・計画相談支援に関するご意見

- 計画相談支援については、報酬面、運営面での課題もある。
- 相談支援事業所の一人体制や兼務状況が思っていたより深刻であった。
このことを受けとめたうえで、どのように相談支援体制を充実させていくかが、大きな課題であり、検討すべき事項ではないか。
- 堺市では、サポート事業やインターバル勉強会等、相談支援専門員への支援を行っている。また、各区には指定事業所連絡会があり、基幹相談支援センターが中心となって、横のネットワークを作ろうと取り組んでいるが、一人職場あるいは兼務では、なかなか参加することができないことは課題。

○ 地域支援拠点等（拠点等）に関するご意見

- 拠点等の機能や期待される役割について、相談支援を含めた支援者や行政が、正しく理解されていないのではないか。
- 面的整備において、コーディネートの役割が重要である。誰がその役割を担うのか、検討する必要がある。
- 拠点等において、整備することが目的ではない。利用者が生活していくなかで、その機能を活用しやすくすることが、機能の充実になるのではないか。
- 拠点等の機能による支援が必要な人の事前把握が必要ではないか。
- 緊急時の対応など、基幹相談支援センターだけで、その役割を担うことは難しく、地域の相談支援との役割分担を考えていく必要がある。

○ 障害者自立支援協議会（協議会）に関するご意見

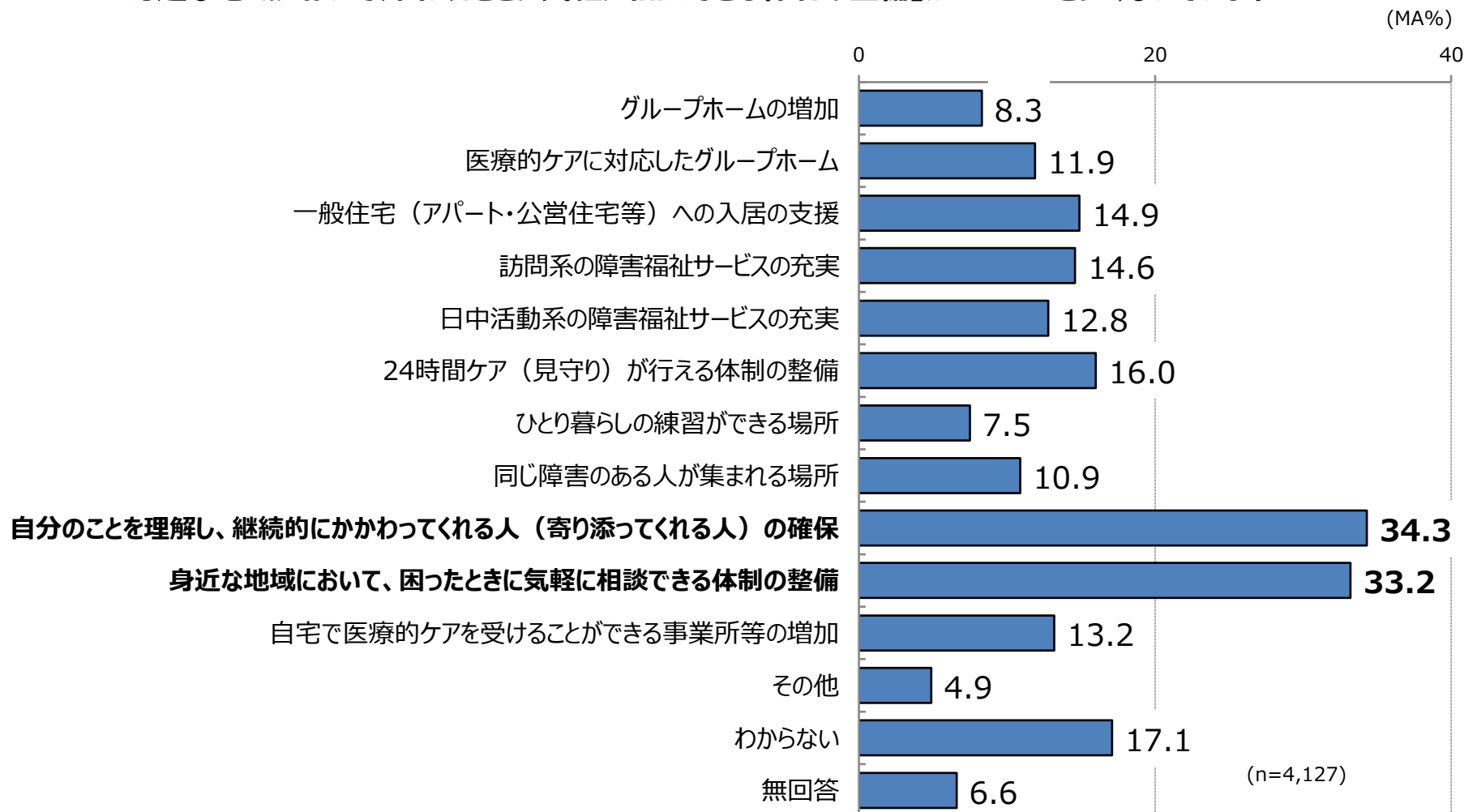
- 協議会は、地域課題を集約し、福祉計画等への提言等を行うことが目的であると思う。今後、提言を行われることも期待したい。
- 協議会に限ったことではないが、会議の構成メンバーが主体的に関わっていくことができるかどうか。構成メンバー自身が関わったことが、何か具体的な動きとなっていることが実感できることが重要。
- 家族介護者も協議会の構成メンバーとすべきではないか。
- 各区の協議会においては、地域の事例から、課題を吸い上げて、まとめていく作業は難しいものになっているのではないかと。もう少し簡単に上げていけるようになることが望ましいのではないかと。

参考

障害者等実態調査の結果①

【自宅や地域での生活に必要な支援・サービス】

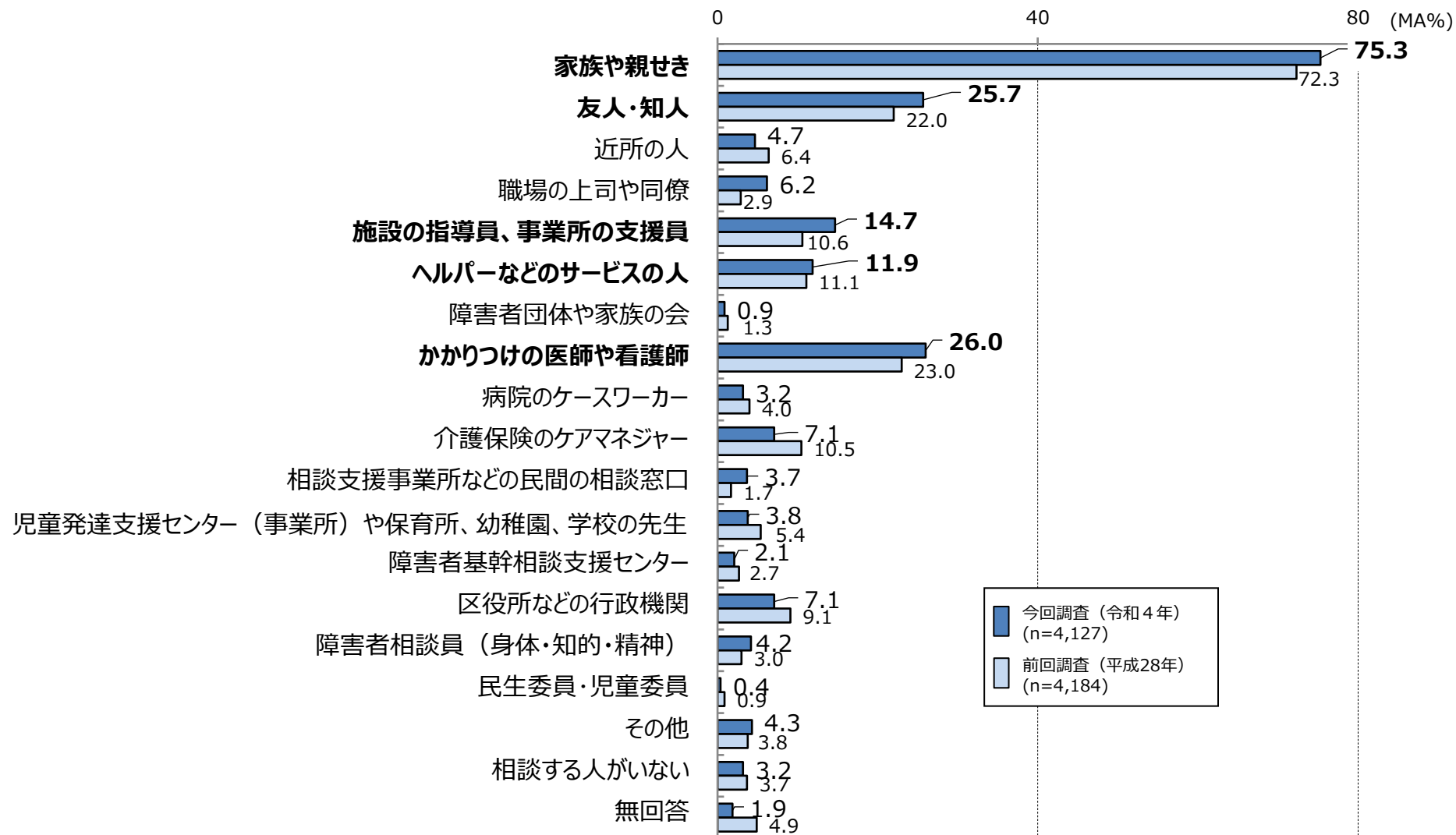
- 「自分のことを理解し、継続的にかかわってくれる人（寄り添ってくれる人）の確保」が34.3%、
「身近な地域において、困ったときに気軽に相談できる体制の整備」が33.2%と多くなっています



障害者等実態調査の結果②

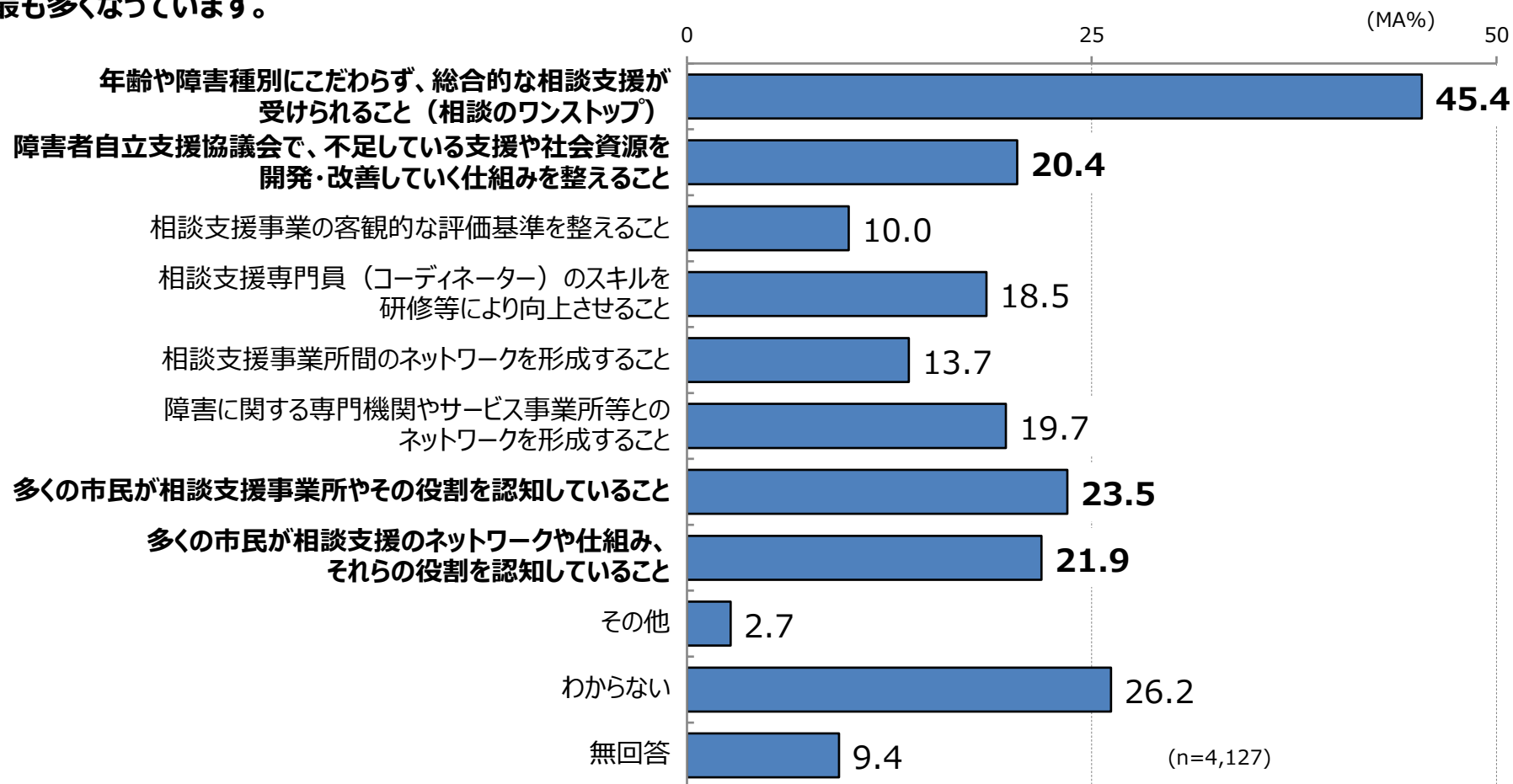
【相談する相手】

- 「困ったときやわからないことあったときに」相談する相手としては、「家族や親戚」が75.3%と最も高くなっています。

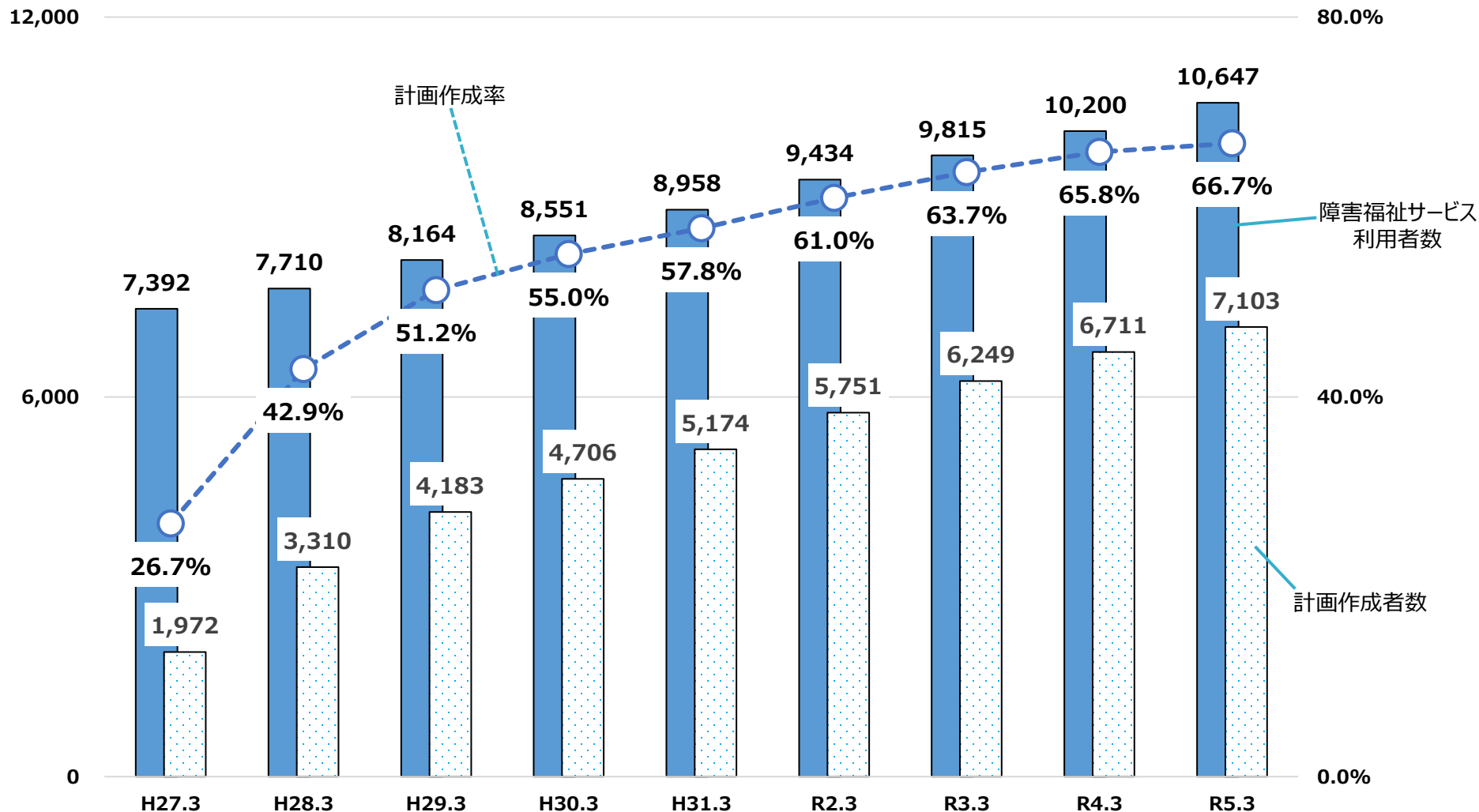


【相談支援について】

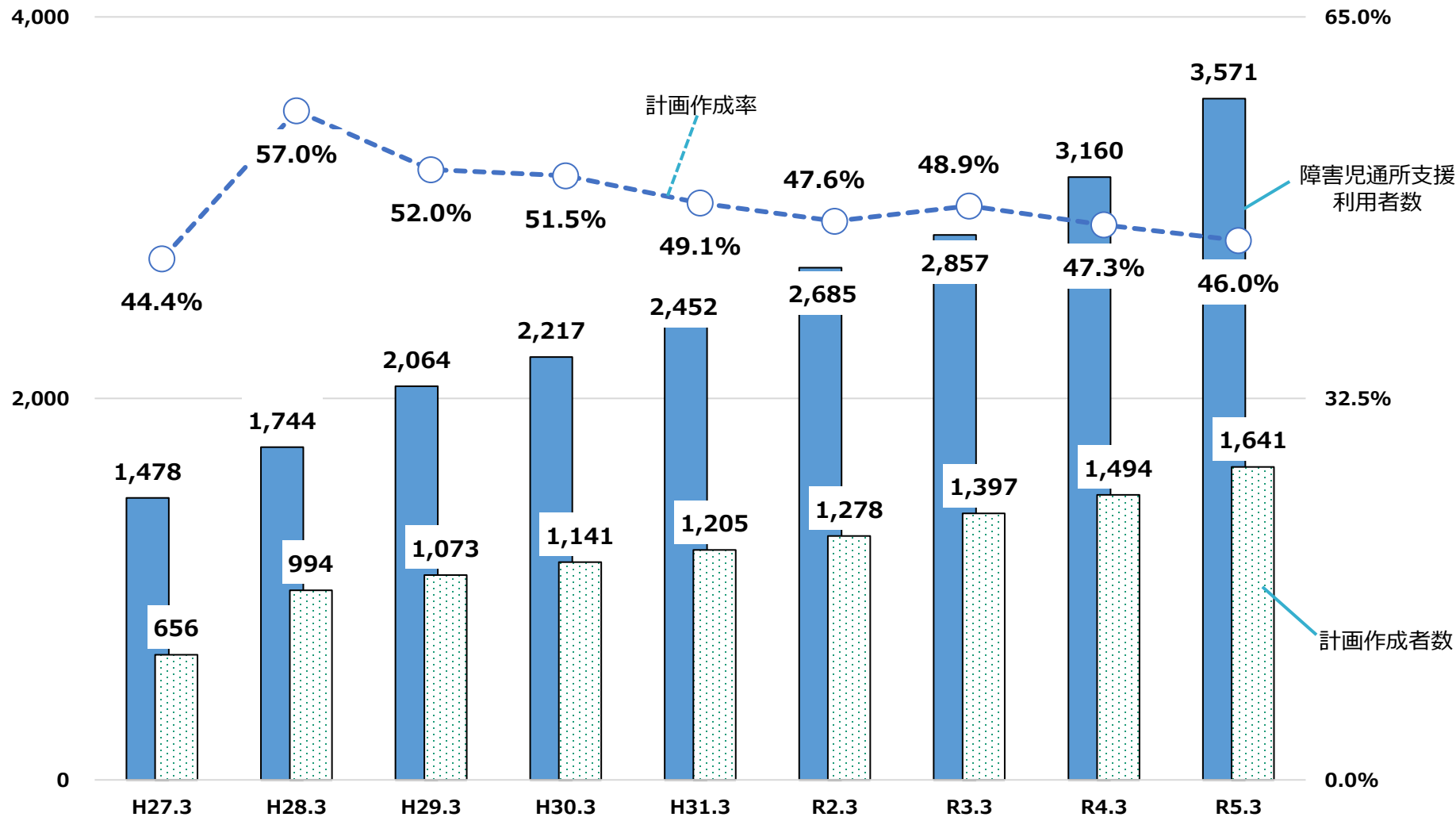
- 相談支援の利用促進のために必要なこととしては、
「年齢や障害種別にこだわらず、総合的な相談支援が受けられること（相談のワンストップ）」が45.4%と最も多くなっています。



計画作成率等の推移（障害者）

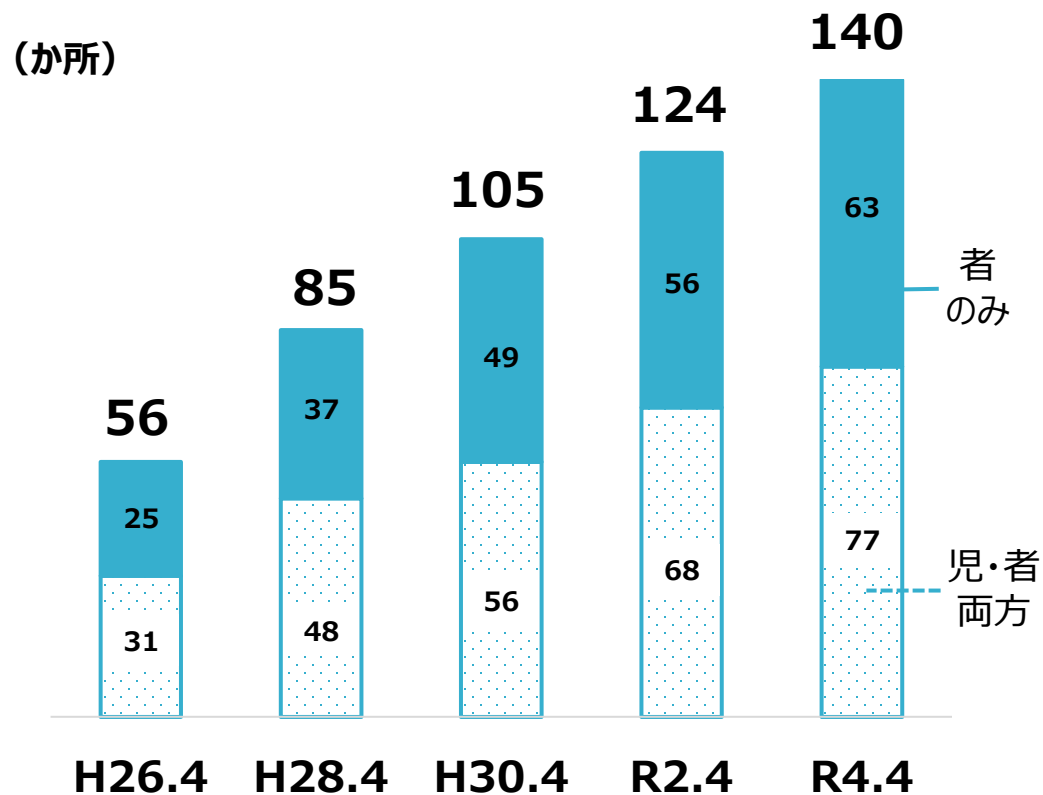


計画作成率等の推移（障害児）

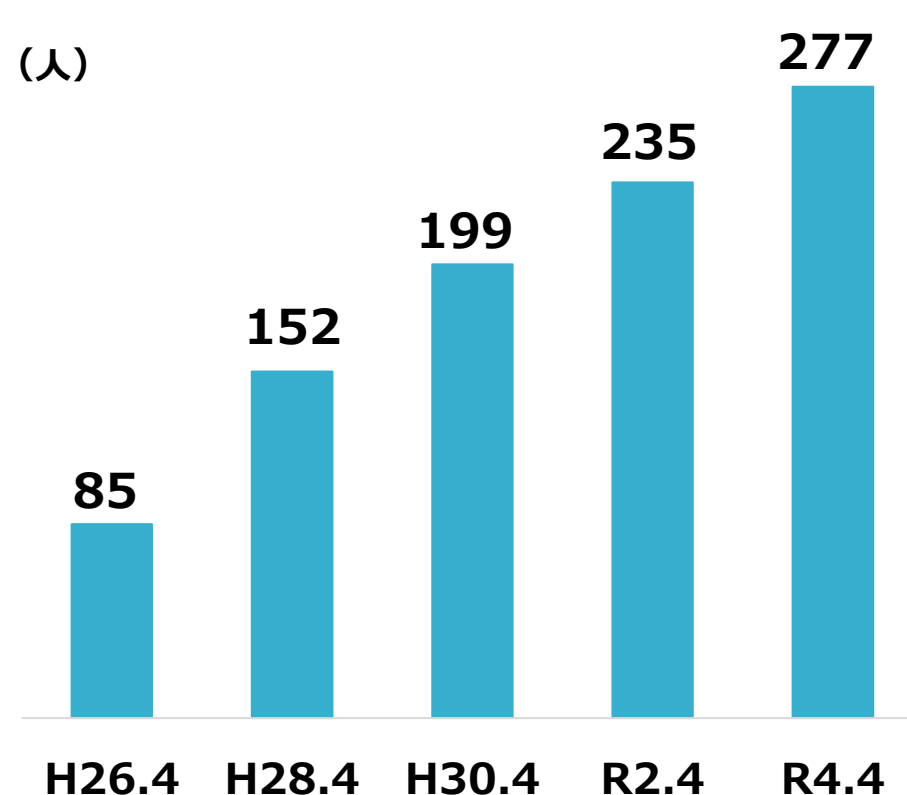


相談支援専門員数等の推移について

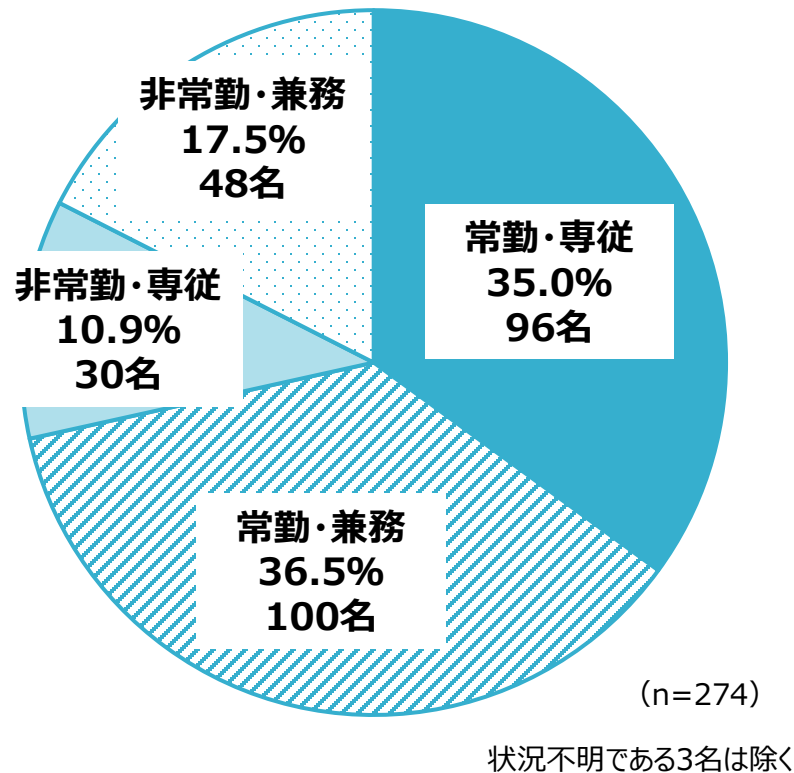
- 計画相談事業所数は、増加している



- 相談支援専門員数も、増加している



○ 勤務状況

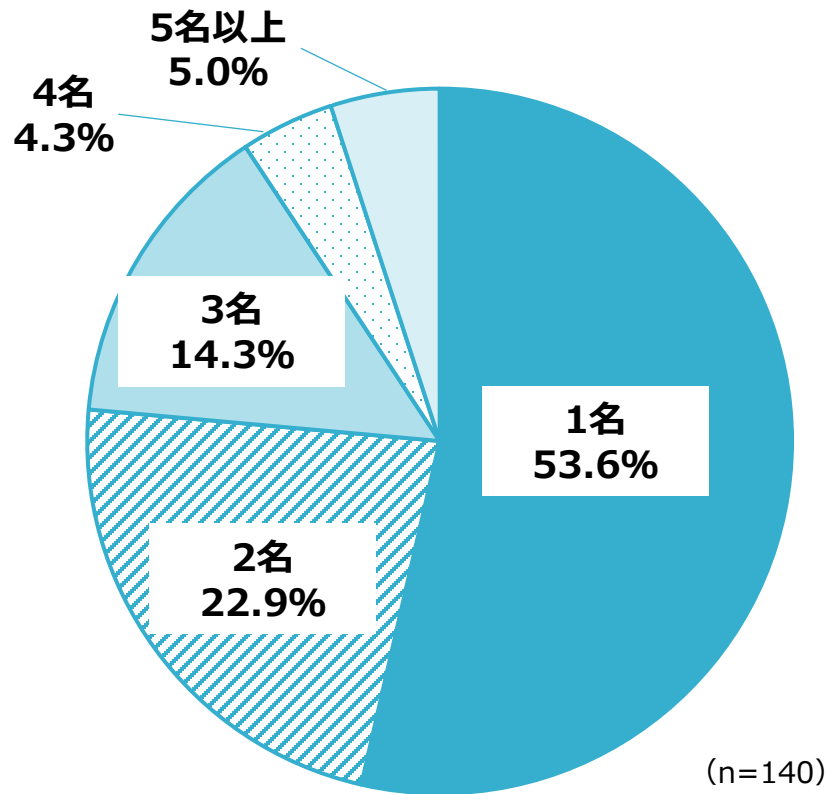


○ 1名あたりの請求数

	障害者	障害児	計
相談支援専門員 1名あたり	17.3	5.8	23.1
(参考) 常勤・専従の相談支援専門員が 従事する事業所に所属する 相談支援専門員1名あたり	22.1	7.5	29.6

- 令和3年度中の堺市内の相談支援事業所の請求の総計である「サービス利用支援費」及び「障害児支援利用援助費」の合計を、令和4年4月1日現在の相談支援専門員277名にて除いたものを、「1名あたりの請求数」としています
- 目安値として、「市内の計画相談専門員1人あたり、市内でおおよそ23名を担当している」と言い換えることもできます

○ 相談支援専門員の配置状況



○ 常勤・専従の配置状況

常勤・専従1名以上の配置の有無

